

令和2年度 対馬市農業委員会第4回総会議事録

1. 開催日時 令和2年8月25日(火) 午前10時18分から午前11時00分

2. 開催場所 峰行政サービスセンター 2階 議場

3. 出席委員

・農業委員 (13人)

1番 永留正司	2番 桐谷善明	3番 太田深雪
4番 阿比留なみ恵	5番 杉原要	6番 波田裕一郎
7番 初村重政	8番 岡村高史	9番 春日亀優
10番 小宮一人司	11番 戸田耕助	13番 春日亀智恵子
14番 畑島孝吉		

・農地利用最適化推進委員 (2人)

永留 静夫 日高 安実

4. 欠席委員 (1人)

12番 松村英二

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 会議書記の指名

第4 議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第8号 対馬市農業振興地域整備計画変更(案)に伴う

意見について(農用地区域への編入)

第5 その他

6. 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局長

庄 司 智 文

農業委員会事務局局長補佐

永 留 潤 也

農林水産部農林・しいたけ課副参事兼係長

築 城 貴 憲

中対馬振興部地域振興課副参事兼係長

梅 野 友 和

上対馬振興部地域振興課参事兼係長

國 分 茂 徳

7. 会議の概要

議 長

おはようございます。

ただ今から、令和2年度、対馬市農業委員会第4回総会を開会いたします。報告します、松村英二委員から欠席の届出が有っております。小宮一人司委員は遅刻でございます。

現在の農業委員定数は14名、本日の出席者は13名、従いまして過半数以上の出席でありますので、農業委員会等に関する法律、第27条第3項の規定に基づき、総会は成立いたします。なお、農地利用最適化推進委員、2名も出席でございます。

それでは、対馬市農業委員会総会議事日程のとおり審議を進めます。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。それでは、3番の太田深雪委員、8番の岡村高史委員にお願いを致します。

議事日程第2、会期についてお諮りします。お手元に配布しております日程のとおり、本日、1日にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、本日、1日と致します。

議事日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記に委員会事務局長及び局長補佐を指名いたします。

次に、議事日程第4、議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。今回は4件の申請でございます。事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長

議案書の1ページをお開き下さい。議案第7号、「農地法第3条の規定による許可申請について」でございます。

番号1は、〇〇県〇〇市の〇〇さんから〇〇町〇〇の〇〇さんに、同町〇〇の田6筆、1,914平米、畑6筆、2,287平米、合計12筆、4,201平米を売買するものであります。なお、経営面積は4,744平米でございます。

議案書の2ページをお開き下さい。番号2は、〇〇県〇〇郡〇〇町の〇〇さんから〇〇町〇〇の〇〇さんに、同町〇〇の畑1筆、543平米を売買するものであります。なお、経営面積は4,744平米でございます。

番号3は、〇〇町〇〇の〇〇さんから〇〇町〇〇の〇〇さんに、〇〇町〇〇の田2筆、1,263平米を売買するものであります。なお、経営面積は3,716平米でございます。議案書の3ページをお開き下さい。

番号4は、〇〇町〇〇の〇〇さんから同町〇〇の〇〇さんに、同町〇〇の畑6筆、4,560平米を贈与するものであります。なお、経営面積は6,210平米でございます。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、番号1、番号2につきまして、地元委員の補足説明をお願い致します。

(10番 委員挙手)

10番 小宮一人司委員

番号1、2について説明を致します。

8月19日、10時から〇〇振興部の〇〇さん、譲受人の〇〇さん、私の3名で現地の確認を行いました。

今、事務局長から説明がございましたがまさにその通りでございまして、私の方からこれといった追加説明は必要無いかと思いますが、この土地は、〇〇でございまして私の家のすぐそばでもございます。この案件につきましては、ここに書いてございますように〇〇様の土地を〇〇さんが購入ということでございます。このように〇〇さんも農業もやっております。山芋作ったり野菜を作ったりしてございます。そして〇〇様につきましては、後継者がいないということで〇〇県の方に住んでございます。そういうあれで〇〇さんが農地として利用されるものと思います。次に、以上につきまして管理機構さんが介しまして今牧草とかそばとかを作っておられます。番号2につきましても番号1と同様でございます。以上でございます。よろしくお願い致します。

議 長

次に番号3について補足説明をお願い致します。

(22番 推進委員挙手)

22番 永留静夫推進委員

議案第7号、農地法第3条の許可申請3番について補足説明を致します。去る8月18日、13時30分から局長補佐と譲受人の長男〇〇氏の3名で現地を確認を致しました。現在は雑草がいっぱいですが、整備をされて来年からは対州そば等の作付けを予定されてるとのことでございます。この耕作放棄地が多い時代に少しでも解消に繋がる件だと思いましたので何ら問題ないと思います。以上です。

議 長

次に番号4について補足説明をお願い致します。

(23番 推進委員挙手)

23番 日高安実推進委員

議案第7号、第3条申請、番号4について、8月18日申請者〇〇様それから事務局〇〇補佐と私の3名により申請農地6筆について現況確認をしました。事

務局説明の通りでございますけれども、〇〇市〇〇町〇〇 〇〇番地、〇〇さん、父から長男〇〇さんへ農地6筆を生前贈与により所有権を移転するものであります。申請者〇〇さんは36歳、後継者として父とともに農業とかシイタケ栽培とかに従事されて現在に至っております。今後も農業経営に専念し従事して行かれます。申請農地については主にフキ畑としてフキを栽培し、フキノトウを島外にも出荷してあります。以上この件について何ら問題は無いと思われまます。審議の程よろしく申し上げます。

議 長

ただ今、地元委員から補足説明がありました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。 ありませんか。

(質疑なしの声あり)

質疑が無いようですので、これで質疑を終わります。採決します。

議案第7号の番号1について、原案のとおり許可することに、賛成の方の挙手をお願い致します。全員賛成でございます。番号1は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、番号2について、原案のとおり許可することに、賛成の方の挙手をお願い致します。全員賛成であります。番号2は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、番号3について、原案のとおり許可することに、賛成の方の挙手をお願い致します。全員賛成でございます。番号3は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、番号4について、原案のとおり許可することに、賛成の方の挙手をお願い致します。全員賛成でございます。番号4は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第8号「対馬市農業振興地域整備計画変更(案)に伴う意見について(農用地区域への編入)」を議題と致します。

事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長

議案書の4ページをお開き下さい。議案第8号、「対馬市農業振興地域整備計画変更(案)に伴う意見について(農用地区域への編入)」でございます。

提案理由は、対馬市農業振興地域整備計画変更(農用地区域への編入)につきまして、農業振興地域の整備に関する法律施行規則、第3条の2第2項の規定に基づき、対馬市長から意見を求められているため、提案するものであります。

今回編入しようとする土地は、145筆、面積は106,202平米で、田が82筆、72,651平米、畑が63筆、33,551平米で、すべて耕作されている土地でございます。編入後は農業関係の諸施策の活用が見込まれ、本年度は農用地区域に編入することにより、中山間地域直接支払交付金の制度を活用し、周辺農地との一体的管理による地域保全を行おうとするものでございます。なお、別添資料1の1ページから9ページに編入ヶ所の一覧表を添付しておりますのでご参照ください。詳細につきましては、農林・しいたけ課の〇〇係長から説明を受けたいと思いま

す。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、次に、農林・しいたけ課の説明をお願い致します。

(農林・しいたけ課 ○○係長挙手)

農林・しいたけ課 係長

おはようございます。私の方から説明をプロジェクターを使って説明させていただきます。今回です農林・しいたけ課の方から農業振興地域整備計画の変更ということで、農業委員さんの意見を伺いたく議案を出させていただきました。こちらの農業振興地域整備計画の変更というのはですね、現在農業されている農地があるんですけども、そちらの方を農用地として登録がされていないものですね、農用地としたいということで今回提出をさせていただいております。理由は先ほど局長が言いましたように中山間地域直接支払交付金の制度を活用するための編入でございます。中山間地域直接支払交付金というのは、今年度より、今までもあっておりましたけども、今年度から5カ年新たな計画を作成するようになっておまして、農地の保全、農地を守るためにこの事業を活用して各地域で取り組もうという制度でございます。その制度の要件としまして必ず農振地域の農用地としてその土地を登録する必要があるということで有りまして、今月末にはその事業の申請の期限が迫っているところです。従いまして、本日、8月末のお忙しい中に皆様にお集まりいただきまして意見を伺いということで本日提出させていただいたところです。私の方からですねその地区、地目、筆数、面積それぞれ今回提出、編入を予定している個所を読み上げさせていただきますと思います。スクリーンの方をご覧いただきたいと思います。今回はですね12地区申し出がっております。1ページ目まず○○地区、地目畑1筆2,094平米。○○地区、田3筆2,840平米。○○地区、田25筆21,412平米。同じく○○地区、田1筆233平米。○○地区、田5筆4,680平米。○○地区、田5筆7,633平米。同じく畑8筆4,393平米。○○地区、田5筆5,734平米。同じく畑2筆1,393平米。○○地区、畑1筆2,691平米。続きまして○○地区、畑2筆397平米。○○地区、田1筆842平米。○○地区、田3筆2,163平米。同じく畑1筆494平米。○○地区、田2筆972平米。同じく畑40筆16,063平米。○○地区、田33筆26,375平米。同じく畑7筆5,793平米。合計の145筆、106,202平米。その内訳としまして田82筆、72,651平米。畑63筆33,551平米でございます。何れもこの145筆は現在耕作されている土地でございます。今からですねその地区の図面を見て頂きたいと思います。こちらがまず最初に説明しました○○地区。御覧になっていただきますと赤い所が申請地ということになっております。黄色く着色されたヶ所は現在農用地として既に登録されている土地でございます。その赤い土地を農用地として登録をしたいということで今回申請しております。こちらが○○地区になります。こちらも○○、○○ですね。○○地区の図面になります。同じく黄色い所が現在まで登録されている所、赤い所を赤く着色した所を今回登録する所となります。続きまして○○地区の○○地区でございます。○○地区のこ

ちら〇〇地区の分で2ヶ所目ということで〇〇地区周辺の地図となっております。同じく〇〇の〇〇地区周辺の地図となっております。こちらは〇〇地区の〇〇地区の周辺の地区となっております。こちら〇〇、〇〇地区ということで今回上げさせてもらっておりますけども、こちらの〇〇地区におきましては農振地域の登録が全然されていない地区でありまして、今回事業を活用するというので〇〇集落がこの土地をですね農地保全を取り組みたいということで申請があがっておりますので、申請地のみ着色されております。続きまして〇〇の〇〇地区が以上となっております。続きまして〇〇地区、この3筆の農地を農地保全をしたいということで追加する農用地の図面となっております。続きましてこちら〇〇地区の図面となっております。続きまして〇〇地区になります。〇〇地区も登録がされていなかったヶ所を新たに追加しまして農地保全に取り組むということで申請があがっております以上のように登録をしたいと考えております。同じくこちら〇〇地区の図面となっております。続きましてこちらは〇〇地区ですね。その図面となっております。同じくこちら〇〇の図面となっております。続きまして〇〇地区の位置図となります。続きまして〇〇地区になります。続きましてこちらの1筆は〇〇地区となっております。続きまして〇〇地区4筆の位置図となっております。続きましてこちらは〇〇地区の図面となっております。同じく〇〇地区の図面となります。続きまして〇〇地区になります。同じくこちら〇〇地区の図面となっております。同じくこちら〇〇地区の図面となっております。説明の方は以上になりますけども、この中山間地域直接支払制度の交付金のためにですね、農地を農用地として登録し、その農業をですね振興していくためにはこの事業を活用していくということを目的に国の方が進めている制度でありまして、この事業を活用し農用地をですね農地として守っていくためには農用地の登録は必要なものがありますので、皆さんよろしくご審議いただきまして何卒ご了承いただきたいと思っております。私の方からの説明は以上になります。

議 長

ただ今、農林・しいたけ課の説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

(6番 委員挙手)

6番 波田裕一郎委員

〇〇さん、この制度は大変いい制度です。この交付金制度はですね私も田んぼを4町ばかり分いただいております。米作にせよ、野菜作りにせよ金が掛かるんです。みんな助かってます。ありがたい制度です。〇〇さんこの制度は今後、放棄地解消、この登録しとった所が入るわけですけど、この人達は交付金が入れば10町ぐらいですけどね、何らかの工作をするでしょう。この制度はどんどん活用すべきだと思います。いい制度です。ありがとうございました。

議 長

(農林・しいたけ課 〇〇係長挙手)

農林・しいたけ課 係長

この制度が今季5期目ということになっておりまして、あと5年間は継続されることは決まっております。ですのでこの5期目を活用して対馬市としても取り組みたいということで今回こういうふうには上げさせてもらってますので、波田委員さんの言われるようにこの制度を活用して、市としましても農業振興を図っていきたいと考えております。ありがとうございます。

議 長

他にありませんか。

(質疑なしの声あり)

質疑が無いようですので、これで質疑を終わります。採決します。

議案第8号について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願い致します。

全員賛成でございます。

本案件は、原案のとおり承認し、当委員会の意見を添えて回答することに決定いたします。

次に、議事日程第5、「その他」の事項ですが、何かございませんでしょうか。

(なしの声あり)

無いようですので、本日の日程を終了したいと思います。

本日は提案されました議案を慎重にご審議いただきありがとうございました。

閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

連日30度を超える真夏日となっております。農作物の管理はもとより、体調管理には充分留意をされまして仕事に励んでいただきたいと思います。また、利用状況調査、アンケート調査回収等にも十分に体調を整えて取り組んでいただきたいと思います。

たびたび申し上げますが、新型コロナウイルス感染症はまだまだ収束(終息)には至らない状況でございます。新しい生活様式を実践されながら、引き続き感染症の防止に心がけていただきたいと思います。

開会時間が遅れて本当に申し訳ございませんでした。私からもお詫び申し上げます。

以上をもちまして、対馬市農業委員会 第4回総会を閉会と致します。

どうもお疲れさまでした。